

★平成31（2019）年10月から利用者負担額が変更となる可能性があります。

平成31年度 利用者負担額表（2号・3号認定子ども）

各月初日の利用児童の属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）						
階層区分	定義	保育標準時間 （最大11時間保育）			保育短時間 （最大8時間保育）			
		3歳未満児	3歳以上児		3歳未満児	3歳以上児		
A	生活保護法による被保護世帯又は中国残留邦人等自立支援法等による支援給付受給世帯（いずれも単給世帯を含む。）	0 円			0 円			
B	A階層を除き、市町村民税非課税世帯	7,000	5,000		6,800	4,900		
C1	A階層を除き、市町村民税均等割のみ課税世帯	15,000	13,000		14,700	12,700		
C2	A階層を除き、市町村民税所得割の額が次の区分に該当する世帯	1円以上 48,600円未満	18,000	16,000		17,600	15,700	
C3		48,600円以上 58,000円未満	23,000	20,000		22,600	19,600	
C4		58,000円以上 97,000円未満	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	3歳未満児	3歳児	4歳以上児
			30,000	26,000	25,000	29,400	25,500	24,500
C5		97,000円以上 134,000円未満	38,000	31,000	26,000	37,300	30,400	25,500
C6		134,000円以上 169,000円未満	44,500	32,000	27,000	43,700	31,400	26,500
C7		169,000円以上 301,000円未満	49,000	33,000	28,000	48,100	32,400	27,500
C8		301,000円以上	53,000	34,000	29,000	52,000	33,400	28,500

備考1 B階層からC3階層（市町村民税額所得割の額が57,700円未満の世帯に限る。）までに属する世帯のうち、支給認定保護者と生計を一にする児童等（年齢にかかわらず支給認定保護者に監護される者、支給認定保護者に監護されていた者又は支給認定保護者若しくはその配偶者の直系卑属をいう。以下同じ。）を2人以上有し、当該児童等のうち、出生順位が第2位の者の利用者負担額は、B階層については0円とし、C1階層からC3階層については利用者負担額表に定めた額の1/2の額とする。

2 B階層からC8階層までに属する世帯のうち、当該児童が次のいずれかに該当する場合の利用者負担額は、利用者負担額表及び備考1の規定にかかわらず0円とする。

- (1) 同一世帯に保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部若しくは情緒障害児短期治療施設通所部に入所し、若しくは入園し、又は小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している兄又は姉を1人以上有する場合
- (2) 同一世帯で3人以上の児童（満18歳に満たない者をいうが、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を含む。）が現に養育され、かつ、当該児童のうち、出生順位が第3位以降の場合

3 B階層からC3階層（市町村民税額所得割の額が57,700円未満の世帯に限る。）までに属する世帯のうち、支給認定保護者と生計を一にする児童等を3人以上有し、当該児童等のうち、出生順位が第3位以降の者の利用者負担額は、利用者負担額表の規定にかかわらず0円とする。

4 B階層に属する世帯のうち、次のいずれかに該当する場合の利用者負担額は、利用者負担額表及び備考1の規定にかかわらず0円とする。

- (1) 母子世帯等 母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養している者の世帯
- (2) 在宅障がい児（者）のいる世帯 次に掲げる児童（者）を有する世帯
 - ア 身体障害者福祉法第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者
 - イ 療育手帳制度要綱に規定する療育手帳の交付を受けた者
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に規定する特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法に規定する国民年金の障害基礎年金等の受給者

- 5 C 1階層からC 4階層（市町村民税所得割の額が77, 101円未満の世帯に限る。）までに属する世帯のうち、備考4（1）及び備考4（2）に規定する世帯のいずれかに該当する場合の利用者負担額は、利用者負担額表のB階層の額とする。なお、この場合であっても、備考2及び備考3の規定は、適用があるものとする。
- 6 C 1階層からC 4階層（市町村民税所得割の額が77, 101円未満の世帯に限る。）までに属する世帯のうち、備考4（1）及び備考4（2）に規定する世帯のいずれかに該当し、かつ、支給認定保護者と生計を一にする児童等を2人以上有し、当該児童等のうち、出生順位が第2位以降の者の利用者負担額は、利用者負担額表並びに備考1及び備考5の規定にかかわらず、0円とする。